

社会福祉法人小越会 役員等の報酬及び費用 弁償の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条及び第21条に規定する理事長、理事、監事、評議員（以下、役員等と言う。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

- 第2条 役員等の報酬は別表のとおりとする。ただし、職員が役員の場合は支給しない。
- 2 前項に定めている報酬等の支給には、法人が招集、依頼する理事会、評議員会、監査の日の勤務実態をもって支給する。ただし、理事長は月額とする。
 - 3 法人が招集する会議等については、費用弁償(交通費を含む)として、1会議につき、5,000円を支給する。ただし、理事長、施設長職員には支給しない。
 - 4 前項に定める報酬を支給する際は、交通費他を支給しない。

(報酬の支給)

- 第3条 年額支給については、3月に支給する。費用弁償の支給は、法人が招集する理事会、評議員会、監査日当日に支給する。ただし、理事長においては、毎月25日に支給する。
- 2 任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その月までの分をその都度支給する。

(旅費交通費の支給)

- 第4条 役員等が、法人の命令により旅行したときは、社会福祉法人小越会役職員等旅費規程に定める費用弁償を支給する。
- 2 前項の旅費交通費については、第1条に規定する理事会、評議員会、監査日に重複しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

社会福祉法人小越会役員の報酬の支給に関する規則（平成5年4月1日）及び社会福祉法人小越会役員費用弁償の支給に関する規則（平成5年4月1日）は廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 理事長、理事、監事については、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行日以降に就任する任期から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年6月14日から施行する。

2 平成29年4月1日施行附則第2項に規定する適用は、平成29年度第1回評議員会（平成29年6月14日）の承認をもって適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

評議員

役職名	報酬の額	費用弁償
評議員	年額 20,000 円	5,000 円／一会議

理事

役職名	報酬の額	費用弁償
理事長	月額 50,000 円	—
理事	年額 50,000 円	5,000 円／一会議

監事

役職名	報酬の額	費用弁償
監事	年額 45,000 円	5,000 円／一会議